

ID: 3017

担当部署: まちづくり振興課

|   |  |                |       |
|---|--|----------------|-------|
| <b>処分の概要</b>  | 総会招集の承認(事業協同組合に係るものに限る。)               |                |       |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b>   | 中小企業等協同組合法 第48条(第42条第8項において準用する場合を含む。) |                |       |
| <b>法令番号</b>   | 昭和24年法律第181号                           |                |       |
| <b>【基準】</b>   |  |                |       |
| 法第48条の規定による。  |  |                |       |
| 第48条 前条第2項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から10日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行う者が不在の場合において、組合員が総組合員の5分の1(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得たときも同様である。 |  |                |       |
| <b>標準処理期間</b>   | 30日                                    |                |       |
| <b>備考</b>   |  |                |       |
| <b>設定年月日</b>  | 令和3年4月30日                              | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |